

高額な医療費の支払いがあった方の 子ども医療助成費の申請について

社会保険・共済組合加入者向け

高額な医療費の支払いがあった方は高額療養費・付加給付金に該当する場合があります。江戸川区からは健康保険組合より支給される高額療養費・付加給付金を差し引いた金額を助成します。

高額療養費は同じ月に支払った保険診療分の自己負担額が上限額（所得区分によって異なる）を超えた場合、その超えた金額を加入している健康保険組合から支給される制度です。

社会保険・共済組合にご加入の方は江戸川区では**一律の基準（区分ウ）**で自己負担限度額を算定しています。

【自己負担限度額の算定基準（区分ウ）】

80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1%

例) 総医療費 500,000 円 自己負担額 150,000 円の場合

$80,100 + (500,000 - 267,000) \times 1\% = 82,430$

自己負担額は **82,430 円**となります。

自己負担額 150,000 円から 82,430 円を差し引いた 67,570 円が高額療養費として健康保険組合等から支給されます。

☆上記限度額を超える医療費の支払いがあった方はご加入している健康保険組合より医療費の支給を受けてください。

※江戸川区子ども医療助成費の申請のために追加で書類の提出の必要はありません

付加給付金は保険組合独自で定められた金額を超える医療費の支払いがあった場合、その金額を加入している健康保険組合から支給される制度です。

☆付加給付金が支給される場合は必要な書類基本セット 5 点に加えて、健康保険組合より発行される支給決定通知書の提出が必要です。

高額療養費・付加給付金の詳しい内容や支給方法については、加入している健康保険組合にお問合せください。

その他ご不明な点等ございましたら下記担当にお問合せください。

【問合わせ】

江戸川区役所児童家庭課医療費助成係

本庁舎 2 階 4 番窓口 (03-5662-8578)